

佐県体協第 426号
平成28年12月20日

佐賀県内旅行代理店 各位

公益財団法人佐賀県体育協会
理事長 東島敏隆



「第22回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入)」の受託旅行代理店選定にかか
るプロポーザルの実施について(通知)

日ごろより、本協会の諸事業にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本協会では、平成30年度において標記交流事業を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店の選定を行うこととなりましたのでお知らせします。

委託業務およびプロポーザルの詳細等(各様式)は、本協会ホームページに掲載しておりますので、ご参照のうえ、参加を希望されます場合は、実施要領に従い期日までに参加表明書をお送りください。

なお、このプロポーザルに係る参加資格を以下のとおりとしておりますので、ご確認をお願いします。

記

1 公益財団法人佐賀県体育協会ホームページ

<http://www.sagaken-sports.com/>

〒849-0923 佐賀市日の出2-1-11 県スポーツ会館内

TEL 0952-30-7716 FAX 0952-30-7708

E mail : sagaken@japan-sports.or.jp

2 プロポーザル参加資格

(1) 日本国内の旅行代理店のうち、佐賀県内に営業所等を置く者であること。

また、国際交流事業を受けた実績のある者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規程による再生手続開始の申し立てをした者又は同条第2項の規程に基づく再生手続開始の申し立てをされた者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規程による更生手続開始の申し立てをした者又は同条第2項の規程に基づく更生手続開始の申し立てをされた者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

エ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

オ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

- カ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- キ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員
- ク 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

《 問い合わせ先 》

〒849-0923

佐賀市日の出二丁目1-11（佐賀県スポーツ会館）

公益財団法人佐賀県体育協会

日韓青少年夏季スポーツ交流事業 担当 古賀・野中

TEL 0952-30-7716

FAX 0952-30-7708